

食安輸発第0618002号  
平成21年6月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年6月3日付け食安輸発第0603001号）にて通知したところでは、

今般、フランス産生山羊乳チーズから腸管出血性大腸菌 O103を検出し、当該製品が日本に輸出されていたとの情報を入手したことから、フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズに対する検査命令の検査項目に腸管出血性大腸菌 O103を追加し、下記により検査を実施することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズについて、貨物を保留の上、腸管出血性大腸菌 O103に係る行政検査を実施することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。

また、同通知の別表1を別添のとおり改めるとともに、平成21年6月18日付け食安輸発第0618001号は廃止します。

### 記

- 1 製品検査の対象食品  
フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ（別途指示する製造者で製造されたものに限る。）
- 2 検査の項目  
腸管出血性大腸菌 O103
- 3 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
- 4 試験品の採取方法  
平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号別表2の4によること。

5 検査の方法

別紙に示す、平成18年11月2日付け食安監発第1102006号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」の変法によること。

6 検査を受けることを命ずる具体的理由

腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそれがあるため。

7 備考

腸管出血性大腸菌O103が検出された場合にあつては、食品衛生法第6条第3号違反として措置すること。

# チーズからの腸管出血性大腸菌0103の検査法

(下線部分:「食品からの腸管出血性大腸菌0157及び026検査法」からの変更箇所)

